

新型コロナウイルスは、飛沫感染と接触感染で伝播すると考えられています

飛沫感染・・・感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口からとぶ病原体が含まれた小さな水滴(飛沫)を近くにいる人が吸い込み感染すること。**飛沫が飛び散る範囲は2m以内。**

接触感染・・・感染源がある人と直接接触(握手、だっこ、キス等)して感染する場合と、汚染されたものを介す間接触(ドアノブ、手すり、遊具等)で感染すること。ほとんどの場合は、**鼻や口、目**などの粘膜から体内に侵入する。

対策その1

手洗い！！ →手洗い方法、手指消毒方法は別紙参照

1. 出勤したらまずどこにも触れずに手洗い場に向かいましょう(寄り道厳禁)
※玄関に手指消毒薬(アルコール)を設置し、靴を脱いで下駄箱に入れたら**1push**
2. 外出後
3. 何か食べる前
4. 料理を作る前
5. 咳、くしゃみ、鼻をかんだ後
6. 利用者さんのトイレ介助後
7. トイレの後
8. **マスクを外した後**
9. 宅配便など荷物等を外から受け取った後

対策その2

うがい・水分摂取

まず、口に水を含み、口の中をゆすいで吐き出す

次に、口に水を含み、上を向いて喉の奥でガラガラうがいをして吐き出す

最後に、口に水を含み、上を向いて首を左右に倒しながら喉の奥でガラガラして吐き出す

1. 出勤時に手洗いとともにうがい
2. 外出後
3. こまめに水分摂取(喉についたウイルスを胃に流して胃酸で死滅させる効果)

対策その3

咳エチケット！！

1. 咳などの風邪症状がある人は出勤しない
2. マスクを着用する(口と鼻を覆う)
3. ハンカチ・ティッシュで口と鼻を覆う
4. 袖で口と鼻を覆う(手を使わない)

マスク

1. 電車やバスで通勤する人はマスクをして出勤することを心がける(自分を守るため)
 2. 使用したマスクを再度使用する際は、内側と外側に注意して装着する
- ※使用したマスクは不潔なので、マスクが十分にある場合は一回ごとに破棄する方が良い

対策その4

スタッフの体調管理

1. 毎朝検温をする
2. 発熱(37.5℃以上の発熱をいう)、風邪症状がある人は出勤しない
3. 過去に発熱があった場合、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで出勤しない
4. 勤務中に発熱、風邪症状となった場合は、速やかに帰宅する
5. 十分な栄養、睡眠をとり体調を整える

利用者さんの体調管理

通い系(児童発達支援、放課後デイサービス、生活介護)

1. 来所後速やかに手洗いをする
2. 来所時に検温する
3. 事前に発熱、風邪症状がある人は来所しないようお知らせする
4. 過去に発熱があった場合、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで来所不可とする
5. 通所中に発熱、風邪症状となった場合は、速やかに帰宅する。お迎えが来る場合は、他の利用者と接触しないよう別室で待機する。
6. 定期的に換気をする
7. 湿度は60%以上になるよう加湿器等で加湿する

居宅系(居宅介護など)

1. 事前に風邪症状があるなど、体調変化時はお知らせしてもらうようお願いする
2. 利用者に風邪症状がある場合は、マスクをして支援する
3. 使用したマスクは、ビニール袋に入れて袋を閉じてゴミ箱に破棄し、手洗いをする(もしくはアルコール消毒)
4. 支援後水分摂取する

泊まり系(移動支援、グループホーム)

1. 毎朝検温する
2. 発熱(37.5℃以上の発熱をいう)、風邪症状がある人は、必要以外は部屋から出ない。
3. 過去に発熱があった場合、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは必要以外部屋から出ない。
4. 発熱(37.5℃以上の発熱をいう)、風邪症状がある利用者の支援を行う時は、マスク、手袋を着用する。使用したマスクと手袋などは、ビニール袋に入れて袋を閉じてゴミ箱に捨てる
 - 1) 部屋の入り口(外側)にマスク、手指消毒剤、ビニール袋を設置
 - 2) 部屋に入る前にマスクを装着
 - 3) マスクは、部屋から出た後に外し、ビニール袋に入れて袋を閉じて捨て、手指消毒を行う
 - 4) 手洗い、うがいを行う
5. 発熱、風邪症状がある利用者は入浴を控える。もしくは最後に入浴する。
6. 風邪症状がある利用者が入浴した場合は、バスピカでお風呂全体をしっかりと洗浄し、脱衣所等利用者の触れた箇所(他の人も触れるドアノブ、蛇口など)を消毒用エタノールで清拭する
7. 定期的に換気をする
8. 湿度は60%以上になるよう加湿器等で加湿する。外出先では濡れたバスタオルを干すなどして加湿する

対策その5

お店の管理(特に飲食店) 接触感染リスクが高いです！！

1. 入り口に手指消毒剤を設置する
2. 職員はマスクを着用して対応する
3. 職員は、こまめにうがいもしくは飲水をする

4. テーブルは、毎回使用後にアルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)で清拭する
5. お客様が触れたものを触った後は、手洗いもしくは手指消毒をする
6. 一度使用したふきん等は、塩素系漂白剤(ワイドハイターなど酸素系漂白剤はダメ)で消毒する。
7. 共有するものはやめる
 - ・ビュッフェ形式は中止する(ドリンクも同様)
 - ・卓上にカトラリーの入ったケースを設置しない。必要な分を個別に提供する
 - ・おしぼり、タオルなど
8. 会計の対応後は、手洗いもしくは手指消毒をする
9. 掃除は、アルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。特にドアノブ、触れたカトラリー等、お客様が触れるところはしっかり清拭する

手洗い・咳エチケット <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

[保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について\(第二報\)](#)
[2020年2月25日:厚生労働省]

[保育所等における感染拡大防止のための留意点について](#)[2020年2月25日:厚生労働省]